

自治体向けFAQ第17版 【修正問】

No.	事項	問	答
58	就学猶予・免除者の認定	学校教育法第18条の規定により、小学校の就学義務を猶予又は免除された児童が幼稚園特定教育・保育施設を利用する場合、1号支給認定を受け、施設型給付の対象となることは可能でしょうか。	可能です。なお、ご指摘の児童1号認定子どもについては、幼稚園就園奨励費においても対象となっています。
81	確認 (利用定員設定の際の 手続き)	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいても差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議届出は不要。
99	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。 その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。 子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にいただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。 なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議届出が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。 また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。

No.	事項	問	答
101	利用定員設定の際の 手続き	<p>確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議届出をするなどその運用については、各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議届出をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自治体は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議届出は不要。</p>
104	利用定員変更の際の 手続き	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議し届け出なければならないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議届出が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。 なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。</p>
189	応諾義務	<p>公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園や私立保育所と同じにしなければならないのでしょうか。</p>	<p>公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等第16条のとおり、特例として、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。また、施設型給付の額を設定した場合、明示する必要があります。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、従前の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の向上」に伴う所要額や、財源確保の状況などを踏まえ、設定しています。</p>